

毎 日 検 査 結 果 （残留塩素）

令和3年10月

(単位:mg／L)

検査場所	住吉町 301番地先	久保木町 639番地先	檜山町 1120番地先	三和町 1111番地の1地先	栗生町 1383番地の6地先	西脇町 639番地の4地先	来住町 302番地先
最大	0.3	0.4	0.3	0.6	0.8	0.5	0.4
最小	0.1	0.2	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4
平均	0.23	0.32	0.30	0.52	0.78	0.40	0.40

色及び濁りに関しては、全ての地点において異常ありませんでした。

※毎日検査とは、水道法第20条第1項の規定により行なう定期の水質検査です。
項目は、水道法施行規則第15条第1項第1号により定められてる検査です。
「1日1回行なう色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する項目」